令和8年度　桑名市総合教育会議

学校トラブルの解決に向けた関係機関との連携のあり方について

子ども・保護者が安心できる教育環境づくりをめざして

令和8年8月28日

目次

１　生徒指導の基本
２　近年の生徒指導事案の特徴
３　関係機関との連携
４　学校ADRの導入検討

１　生徒指導の基本

学校の生徒指導における基本姿勢

- 児童生徒の「自己指導能力」の育成
- すべての児童生徒を対象とした重層的な支援
- 「チーム学校」による組織的な支援体制
- 保護者との信頼関係を基盤とした連携体制

参考：生徒指導提要(R4.12月改訂)

生徒指導研修(生徒指導係)の力点

①発達支持的生徒指導

②初動からの組織的対応

①発達支持的生徒指導

★すべての子どもに対して常体的･先行的に行う生徒指導

- 授業
- 児童生徒会の活動・自主活動
- 学校行事
- 学校生活

挨拶･声掛け

励まし・賞賛

モデル提示

良さの発見

「見守り」「心の天気」「教育相談」
「いじめアンケート」などによる安心感

実践上の４つの視点
･自己存在感の感受
･共感的な人間関係の育成
･自己決定の場の提供
･安全･安心な風土の醸成

②初動からの組織的対応

POINT：

・正確な事実確認
・客観的記録の作成
・事案の全体像の共有
・組織での方針決定

教育委員会への
報告・連絡・相談

学校と保護者の連携を密にした指導についての合意形成

２　近年の生徒指導事案の特徴

近年の生徒指導事案の特徴

①SNSトラブルの増加

②保護者間のトラブルの増加

問題行動件数におけるSNSトラブルの割合(桑名市)

小学校	問題行動数	うちSNSを介する事案（件）	全体の割合（%）
令和5年度	94	2	2.1
令和6年度	116	10	8.6
令和7年度	117	11	9.4

中学校	問題行動数	うちSNSを介する事案（件）	全体の割合（%）
令和5年度	75	13	17.3
令和6年度	114	16	14.0
令和7年度	108	21	19.4

問題行動とは社会規範に照らし合わせたときに、なんらかの好ましくない意味をもつ行動をさす言葉。県教育委員会の月別問題行動等調査では13項目が問題行動の種別としてあげられている。例えば、対教師暴力、生徒間暴力、窃盗・万引き、喫煙・飲酒、ネットトラブル、盗撮など。

SNSトラブルの具体例

保護者から学校への相談：

「子どもの画像を誰かが勝手に加工して、SNSグループにあげている。

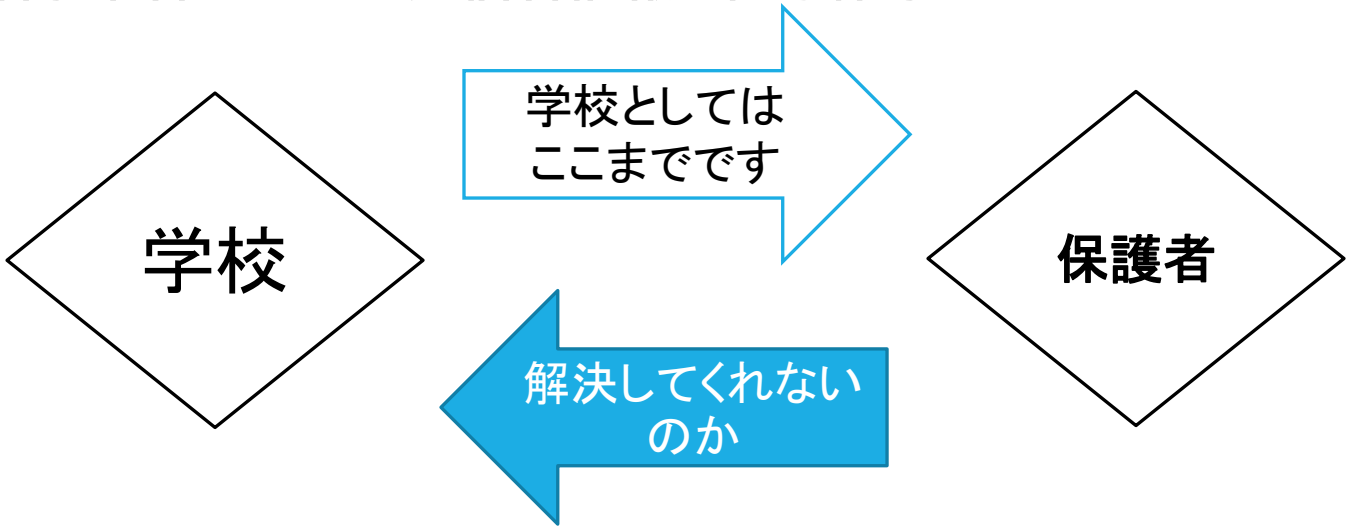
それをばかにしている書き込みもあるようだ。学校で見つけて指導してほしい」



学校が子どもから話を聞き、事案に取り組むこととなった

SNSトラブル対応の難しさ

・証拠の確保が難しい。拡散のスピードが速く、対応できない。
・そもそも匿名性が高く、どの投稿が誰のものなのかわからない。
・端末は保護者の所有物であり、強制的に通信の内容を見ることができない。
・学校は通信事業者に対して発信者情報の開示請求ができない。



保護者間のトラブルの具体例

○Aの保護者から学校への相談：

「学校でうちの子どもAが、同じクラスのBから、昨日の授業中に足をけられたと

言っている。学校で指導してほしい。」

学校はすぐにBに、聞き取りを行ったが、Bは「けっていない」と答えた。周りで見ている子どもはいなかった。

○学校からAの保護者へ状況を連絡すると、

「Bが嘘をついている。学校からBの保護者に『自分の子どもをきちんと指導してほ

しい』と伝えてほしい。」と頼まれた。

子ども間のトラブルが保護者間のトラブルになる要因

・客観的な視点を持てず、わが子の話をそのまま受け止めている。

・子どもの思いよりも保護者の思いが先に出ている。

・加害の子どもに対しての処罰感情が消えない。

・保護者が直接ではなく、学校を通して相手の保護者に考えを伝えよ

うとしている。

学校を主体とした問題解決が
困難になる

学校と保護者のトラブルへと発展

保護者の不満が学校への不信に変化

過大要求、さらには不当要求に発展するおそれも

学校の対応が長期化し、対応が困難となっているトラブル

	令和6年度	令和7年度	令和8年度（3カ月）
生徒指導事案報告総数	291	312	138
上記内、解決困難事案数	9	11	8
解決困難事案割合（%）	3．1%	3．5%	5．8%

保護者の過大要求・不当要求とは？

・長時間の電話、居座り
・公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求
・何度も電話し要求を繰り返す、家庭訪問を何度も要求
・多項目に及ぶ質問に対する書面回答 の要求
・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
・過度な謝罪の要求
・担任の変更、異動、辞任を執拗に求める 要求

参考：東京都教育委員会
「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る ガイドライン」

３　関係機関との連携

現状：桑名市小・中・義務教育学校における専門人材

SSW（スクールソーシャルワーカー）は子どもを取り巻く環境に働きかける。

●ネットワークの充実　●チーム支援のコーディネート

●全体的な見立て（人間関係、組織、環境）をアセスメントし、子どもの状態を見立てる。

※学校を拠点として、児童生徒のニーズに応じた支援をおこなうソーシャルワークの専門職。

SC（スクールカウンセラー） **中学校ブロックに1名配置**

●カウンセリング　●教職員へのコンサルテーション　●心理的な見立て（心の健康）
●学校へのメンタルヘルス支援

SHP（スクールハートパートナー） **小学校（ブロック等に1名配置）**

●小学校における児童の見守りや支援　●児童や保護者相談
※教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をはかりながら児童生徒の支援を図る。

■子どもの環境要因が複雑な場合

・児童生徒の生活背景や家庭背景の複雑化

・多様な特性を持つ児童生徒の増加

・つながりを持てず、「関わること」が苦手な児童生徒の増加

キーワード

ＳＳＷとの連携

ＳＳＷ‥スクールソーシャルワーカー
子どもが抱える問題に対して、福祉の専門知識を使って家庭や学校、地域社会などの環境に働きかけて解決を目指す専門職

SSWの役割

- **子どもや保護者への直接支援**: 面談などを通して本人の思いを聞き、課題を整理します。
- **環境への働きかけ**: 家庭訪問を行い、生活状況の把握や必要な福祉サービス（就学援助など）につなげます。
- **外部機関との連携**: 子ども総合センターや児童相談所、病院など、外部機関とのスムーズな連携へのパイプ役になります。
- **学校のサポート**: 教職員と連携し、福祉の視点から解決策をアドバイスします。

SSWの活用状況について

県SSW

ブロック配置校：陵成ブロック(大山田東小・大山田南小・藤が丘小・陵成中)
長島ブロック(長島中部小・長島北部小・伊曽島小・長島中)
多度学園(前期課程・後期課程) ＋ ふれあい教室

○ ブロック配置のため、
小中の連携が図りやすい

その他の学校は　市SSW2名の派遣(学校が市教委に依頼する形)

市内派遣状況

４月	２小学校・４中学校	１３ケース
５月	３小学校・３中学校	１５ケース
６月	５小学校・６中学校	２２ケース
７月	３小学校・３中学校	１６ケース

■学校だけで対応することが難しい場合

・SNSトラブルなど、学校管理下外における事案

・警察への相談（※学校・警察連絡制度）、法的事案

・家出など、児童生徒の命の心配がある事案

※学校・警察連絡制度
⇒警察と学校の間で協定を結び、事案が発生したときに所要の情報交換を円滑に行えるようにするための制度

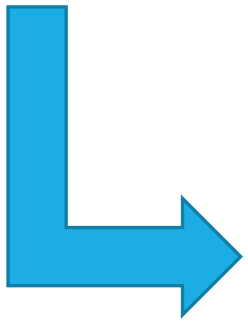
キーワード

警察・危機管理室との連携

４　学校ADRの導入検討

学校と保護者の信頼関係の悪化

- 保護者⇒学校対応への不信感を背景に、過度な要求へと発展
- 子ども⇒心的ストレスの中、学校生活に影響
- 教職員⇒長期にわたる対応(長時間労働)によって疲弊していく



負のスパイラル

ねじれにねじれを重ねて・・・
学校との対話が不可能になっていく

- 「子どもを学校に行かせない」と通告されるケース
- 文書回答でしかやり取りをしないと通告されるケース
- 面談の拒否を通告されるケース

解決の糸口である話し合い
の道が閉ざされてしまう

キーワード

学校ADRの導入検討

学校ADR(裁判外紛争解決手続)

・裁判を使わずに、専門家を交えた話し合いで学校のトラブルを解決する仕組み

≪先行事例≫

三重県(R8年度から実施)

四日市市(R6年度から運用を開始)

一般的な学校ADR（裁判外紛争解決）の仕組み

「勝ち負け」ではなく「子どものための解決」

【課題の発生】から【申立て】へ

いじめや学校との行き違いなど、当事者間での解決が困難な場合にADRセンターへ相談。



中立な【第三者】による丁寧な【対話】

弁護士や臨床心理士等の専門家が、双方の言い分を個別に聞き、納得感を醸成。



納得のいく【解決】と信頼関係の再構築

仲裁案や和解案の提案を通じ、子どもの学ぶ権利を守るための建設的な合意を図る。



学校ADRを導入する価値

学校と保護者の信頼関係の修復

裁判と異なり、柔軟な合意形成を通じて学校と保護者の信頼関係を修復します。

専門的視点による迅速・非公開な対応

法律や心理のプロが介入し、プライバシーを守りながらスピーディーに問題を解消。

教職員が「教育」に専念できる環境作り

紛争の長期化を防ぎ、組織的に対応することで、教員の過度な業務負担を軽減します。

NotebookLM

学校ADRのメリット

1. 外部からの具体的な支援体制による効果

弁護士、心理士、医師、校長経験者などで構成される「ADR委員」が仲裁案を作成し合意を図るため、保護者は客観的な立場からの解決策を得ることができる。

学校ADRのメリット

2. 本来の業務に取り組む時間の確保

学校ADRを導入することで、教職員が本来の業務（児童生徒への指導や授業づくりなど）に専念できる時間を確保する効果が期待される。

学校ADRのメリット

3. 関係がこじれた状態のリセット

学校ADRの仕組みは、学校が問題を一人で抱え込まず、弁護士や専門家の力を借りて「感情的な対立」を「冷静な対話」へ変えていくものである。
保護者、学校も関係をリセットすることができ、お互いの心的なストレスが軽減できる。

本日の協議テーマ

関係機関と連携した安心できる教育環境づくりに向けて

～保護者の過大要求・不当要求から学校を守るためには～